

新潟県条例第50号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第2条関係)</b>			<b>別表(第2条関係)</b>		
知事	給料月額	<u>1,276,000円</u>	知事	給料月額	<u>1,266,000円</u>
副知事	〃	<u>999,000円</u>	副知事	〃	<u>991,000円</u>
教育長	〃	<u>842,000円</u>	教育長	〃	<u>835,000円</u>
地方公営企業管理者	〃	<u>865,000円以内</u>	地方公営企業管理者	〃	<u>858,000円以内</u>
知事の秘書	〃	<u>577,000円以内</u>	知事の秘書	〃	<u>572,000円以内</u>
県監査委員等			県監査委員等		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	<u>690,000円</u>	常勤	〃	<u>685,000円</u>
非常勤	報酬月額	<u>690,000円以内</u>	非常勤	報酬月額	<u>685,000円以内</u>
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
	〃	<u>185,000円</u>		〃	<u>184,000円</u>
(略)			(略)		
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	<u>209,000円</u>	委員	報酬月額	<u>207,000円</u>
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	<u>228,000円</u>	委員長	〃	<u>226,000円</u>
委員	〃	<u>209,000円</u>	委員	〃	<u>207,000円</u>
(略)			(略)		
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	<u>228,000円</u>	会長	報酬月額	<u>226,000円</u>
公益委員	〃	<u>209,000円</u>	公益委員	〃	<u>207,000円</u>
労使委員	〃	<u>177,000円</u>	労使委員	〃	<u>176,000円</u>
(略)			(略)		
特別調整委員のうち			特別調整委員のうち		
公益を代表する者			公益を代表する者		
報酬月額		<u>209,000円</u>	報酬月額		<u>207,000円</u>
労使を代表する者			労使を代表する者		
〃		<u>177,000円</u>	〃		<u>176,000円</u>
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	<u>228,000円</u>	委員長	〃	<u>226,000円</u>
委員	〃	<u>209,000円</u>	委員	〃	<u>207,000円</u>
(略)			(略)		
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	<u>228,000円</u>	委員長	報酬月額	<u>226,000円</u>
委員	〃	<u>209,000円</u>	委員	〃	<u>207,000円</u>
(略)			(略)		
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
(略)			(略)		
報酬月額の場合		<u>639,000円以内</u>	報酬月額の場合		<u>634,000円以内</u>
報酬年額の場合		<u>1,039,000円以内</u>	報酬年額の場合		<u>1,031,000円以内</u>
(略)			(略)		

母子・父子自立支援員 報酬月額 <u>112,000円</u>	母子・父子自立支援員 報酬月額 <u>111,000円</u>
婦人相談員 " <u>112,000円</u>	婦人相談員 " <u>111,000円</u>
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者
(略)	(略)
報酬月額の場合 <u>514,000円以内</u>	報酬月額の場合 <u>510,000円以内</u>
報酬年額の場合 <u>514,000円以内</u>	報酬年額の場合 <u>510,000円以内</u>

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

**第2条** 新潟県議会議員給与条例(昭和25年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。
議長 月額 <u>98万9,000円</u>	議長 月額 <u>98万1,000円</u>
副議長 月額 <u>86万5,000円</u>	副議長 月額 <u>85万8,000円</u>
議員 月額 <u>79万2,000円</u>	議員 月額 <u>78万6,000円</u>

(知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

**第3条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当の額)	(期末手当の額)
<b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	<b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)

**第4条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当の額)	(期末手当の額)
<b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額	<b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>6月に支給する場合におい</u>

<p>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例中第3条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条及び第2条の規定は平成31年1月1日から、第4条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の特別職期末手当支給条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職期末手当支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。